第３７回姫路みなと祭 海上花火大会
出店者募集要項

１　出店者募集概要

２　申込みから出店までのスケジュール

３　出店に関する留意事項

４　出店者募集要項

姫路みなと祭協賛会

１　出店者募集概要

第３７回姫路みなと祭 海上花火大会会場内において、露店出店者を募集します。
出店を希望される方は、この出店者募集要項による出店条件等をご確認の上お申込み下さい。

⑴　開　催　日　　平成２７年７月２５日（土）
※　当日荒天の場合　翌日に延期（翌日も荒天の場合は中止）

⑵　出 店 時 間　　１７時００分～２１時３０分　※完全消灯

⑶　出 店 場 所　　姫路港旅客船ターミナル南側野積場

⑷　募集店舗数　　合計７０店舗
①　飲食店（保健所の営業許可が必要なもの）：５３店舗
②　上記①以外の営業許可が不要なもの　　：１７店舗
※　飲食以外の店舗に偏ることを防止するため上記を基本とするが、申込件数が募集店舗数に満たない場合はこの限りではない。

⑸　出店協賛金　　１５，０００円
※　出店者は、姫路みなと祭の開催に協賛する意思を有し、露店出店を含む祭の開催に係る経費に充てられることを了承のうえ支払うものとする。
※　出店者説明会当日、会場でお支払い頂きます。

⑹　出 店 区 画　　間口３．６ｍ×奥行３．６ｍ

⑺　申 込 資 格　　◆姫路市内に住所を有する個人、又は姫路市内に本店がある法人
◆飲食店舗は姫路市保健所発行の露店営業の許可を受けている者で許可証の写しを出店申込時に提出できる者
※　保健所に申請中の者にあっては、保健所の受付が確認出来るもので可
◆未成年者による申込みは不可とする。
◆１申込者につき１区画のみ

⑻　申 込 期 間　　**平成２７年６月５日（金）～６月１１日（木）（※必着）**

⑼　申 込 方 法　　別紙「出店申込書【様式１】」に必要事項を記入のうえ、下記の事務局まで郵送又は持参して下さい。（持参の場合は土日を除く9時～12時、13時～17時とします）
※　「飲食（保健所の営業許可が必要なもの）」又は「その他」のいずれかを選択して下さい。
※　販売品目は１種類に限ります。

⑽　出店者及び出店場所の決定
申込件数が募集店舗数を超えた場合、第三者の立会いのもと厳正なる抽選を行い、主催者により出店者及び出店場所を決定します。
抽選結果は、郵送（平成２７年６月２５日発送予定）によりお知らせします。
※　電話等によるお問い合わせにはお答えできません。

⑾　出店者説明会

当選された方は、出店時における注意事項等の説明会を開催しますので、必ず申込者本人又は代理人がご出席下さい。なお、**当日、出店協賛金をお支払いいただきます。（欠席された場合又は当日出店協賛金をお支払いいただけない場合は、当選を辞退したものとみなします。）**

日時：平成２７年７月８日（水）１４時３０分（受付：１４時～）予定
場所：姫路市文化センター　地下１階　展示室（姫路市西延末426番地1）

⑿　事 務 局　　〒670-8501　姫路市安田四丁目１番地
姫路市産業振興課内　姫路みなと祭協賛会事務局　（姫路市役所９階）
☎　079－221－2504（受付：平日　9：00～12：00、13：00～17：00）

出店場所

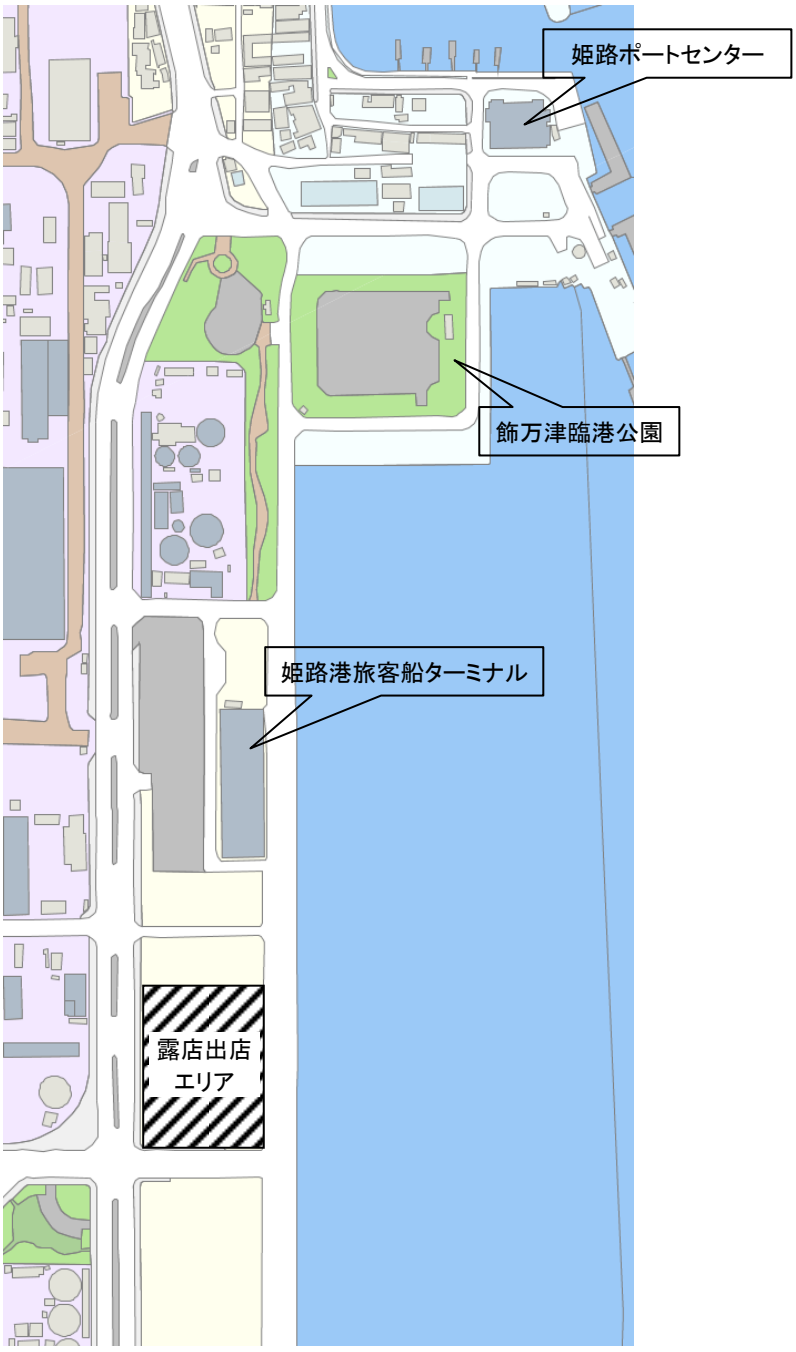

２ 申込みから出店までのスケジュール

■申込資格の確認・保健所への確認

↓

■出店申込書の提出（郵送又は持参）

平成２７年６月５日（金）～６月１１日（木）　必着

↓

■出店者及び出店場所の決定

平成２７年６月２４日（水）までに主催者により決定
平成２７年６月２５日（木）抽選結果発送（予定）

↓

■出店申請書の提出（郵送又は持参）

平成２７年６月２９日（月）～７月３日（金）　必着

↓

■出店者説明会 、出店協賛金のお支払い

平成２７年７月８日（水）１４時３０分　～
（受付１４時　～）

↓

■出店許可証の交付

平成２７年７月１５日（水）出店許可証発送（予定）

↓

■出店期日

平成２７年７月２５日（土）

３ 出店に関する留意事項

⑴ 営業許可について

食品の調理、販売には、姫路市保健所の営業許可が必要です。

（※兵庫県外で交付されたもの及び、兵庫県健康福祉事務所、神戸市、尼崎市、西宮市で交付されたものは、姫路市での営業は対象外となりますのでご注意下さい。）

取り扱える品目は原則、販売直前に加熱調理されたものに限ります。野菜、果物、肉、魚も加熱せずに調理加工し提供することはできません。ただし、一部例外もありますので、提供品目につきましては、事前に姫路市保健所衛生課にお問い合わせ下さい。

姫路市保健所衛生課　監視担当
〒670-8530　姫路市坂田町3番地　中央保健センター東棟3階
☎079-289-1633

⑵ 提出書類等について

① 出店申込

・出店申込書【様式１】

※　販売品目は可能であれば第３希望までお書き下さい。抽選の結果、販売品目が隣同士で重なった場合、主催者において依頼の上調整する場合があります。

※　「飲食（保健所の営業許可が必要なもの）」で申し込まれる方は、必ず姫路市保健所発行の露店営業の許可証の写しを、申込時に提出して下さい。（保健所に申請中の方は、保健所の受付印等で申請中であることが確認出来るもので可とします。）
尚、臨時的食品取扱い届出は不可とします。

・住民票の写し（身分証明書で住所が姫路市内であることの確認が出来ない者のみ）

・登記事項証明書の写し（法人の場合のみ）

② 当選後（平成２７年６月２９日（月）～７月３日（金）必着）

・出店申請書【様式２】（営業補助者の選任、販売品目の変更）

※　出店申請書提出時に、当初出店申込書に記載した販売品目を変更出来るものとします。ただし、「飲食（保健所の営業許可が必要なもの）」から「その他」への変更、又は「その他」から「飲食（保健所の営業許可が必要なもの）」への変更は認めません。

・営業許可書（出店申込時、保健所に申請中であった者のみ）

③ 出店者説明会

・当選通知書

・代理権限証明書【様式３】（代理人が出席される場合のみ）

⑶ 出店に係る資機材について

主催者は、出店のための資機材は一切用意しません。出店に必要な発電機、ガス、テント等資機材は出店者でご用意下さい。

⑷ 火気・衛生について

発電機、火気等を使用する店舗は必ず消火器を常時配備して下さい。

飲食店舗は必ず消毒液を常時配備して下さい。

４　出店者募集要項

１ 基本事項

姫路みなと祭を支える一員として、全ての来場者にご満足いただけるよう、安全衛生及びサービス・モラルなど、徹底するよう心掛けて下さい。

この要項に定める出店条件や規定などを逸脱するような行為が見受けられる店舗については、主催者より指導する場合があります。なお、従わない店舗には、開催中であっても即時閉店の措置をとる場合があります。

その際、いかなる場合においても出店協賛金は返金しません。また、翌年度以降の出店及び営業補助者としての登録を認めない場合があります。あらかじめご了承下さい。

２ 出店商品・販売に関して

⑴　法令を遵守し、公序良俗に反する物品の出店及び販売方法でないこと。特に、商標登録など知的財産に関する違反行為には、十分注意すること。

⑵　出店者は、販売価格に関して、原材料、通常価格を考慮し、消費者が購入しやすい価格設定とすること。

⑶　主催者の判断により、出店商品の変更や販売中止を指示する場合がある。

３ 出店申込に関して

⑴　１申込者につき１区画のみの申込とする。複数の申込をした場合は、その全てを無効とする。

⑵　食品を販売する場合、取扱食品や作業内容等に関して事前に保健所に問い合わせ、確認すること。

⑶　出店手続に必要な書類は、すべて主催者が指定する期日までに提出すること。
なお、出店申請書【様式２】の提出後は、原則販売品目の変更はできない。

⑷　営業補助者に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。

⑸　申込者多数の場合は、主催者により厳正なる抽選を行い、出店者及び出店場所を決定する。

⑹　申込み後、出店することが出来なくなった場合は、速やかに辞退を申し出ること。当選後、正当な理由無く辞退した場合は、翌年以降の出店を認めないものとする。

４ 出店区画に関して

姫路みなと祭においては、主催者が「露店出店エリア」を設定し、その区域内で下記のとおり出店区画を指定する。

出店権利の第三者への譲渡並びに出店者間の権利の譲渡及び交換は禁止する。万一、販売品目が隣同士で重複した場合にあっても、主催者は苦情等を一切受け付けない。

【露店出店エリア】

⑴　出店区画は、間口３．６ｍ×奥行３．６ｍとする。

⑵　出店区画以外のスペースを利用することは禁止する。

⑶　休憩エリア、資機材等ストックエリアは設置しない。出店区画以外での資材等の保管は禁止する。

⑷　油等、地面が汚れる可能性のある店舗は、段ボール等による処置を必ず行うこと。

⑸　備品及び商品の保全は出店者が行うこと。盗難、紛失など、主催者は一切の責任を負わない。

5 店舗の運営に関して

⑴ 主催者が、姫路みなと祭の開催の中止、営業時間の変更または交通規制の内容の変更を決定したときは、その指示に従うこと。

⑵ 出店に必要な資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収は、下記の時間帯に行うものとし、主催者の指示を遵守して行うこと。

※開催中、会場周辺で交通規制が行われるので、規制状況をよく確認すること。

搬入：７月２５日（土）８時　～　１４時

搬出：７月２５日（土）２２時　～　２４時（規制を解除するまで車の出入り厳禁）

⑶ 資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収時に生じた接触事故等に関して、主催者は一切の責任を負わない。

⑷ 周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為は禁止する。

⑸ 拡声器、マイクなどによる宣伝は禁止する。

⑹ 店舗消灯時間は厳守すること。交通規制の円滑な実施、来場者の安全確保等、祭りの実施に関し特に重要な事項であるので、主催者の指示に必ず従うこと。

⑺ 喫煙マナーを守り、お客様や周囲の人に配慮すること。

⑻ 主催者が交付する出店許可証を、店舗正面の見やすい箇所に掲示すること。

6 出店者の責任・保証

⑴ 購入者の苦情等については、出店者自らの責任と費用をもって対応すること。

⑵ 食品を販売する出店者は、食品衛生法及び関連法令の法規定並びに衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、出店者各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないように十分注意すること。衛生管理などについては、出店者の責任において対応すること。

⑶ 万一、事故等が発生した場合、速やかに警備本部に報告し、出店者自らの責任と費用をもって対応すること。

⑷ 主催者、警察、消防及び保健所等関係機関より指導があった場合は、それに従うこと。

⑸ 出店に際して生じたトラブルについては、出店者が一切の責任を負うこと。

⑹ 出店商品などの管理、保護については出店者各自が責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害などに対して、主催者はその損害を補償しない。

⑺ 調理、飲食により発生した汚水・ゴミは出店者各自が持ち帰ること。

⑻ **各出店者は、その責任において必要な保険に加入する等、出店により生じた第三者への損失補償に備えること。**

7 衛生・原状回復に関して

⑴ 出店者は、洗浄・消毒設備等、衛生面に留意し、保健所の指導に従うこと。

⑵ 出店区画及びその周辺、排水溝等にゴミ・油・残さ等を廃棄しないこと。

⑶ 出店者は、会場施設を汚さぬよう十分注意し、出店区画周辺に油・飲料等による床汚れが生じないように処置すること。また、販売商品は必ず容器等に入れて販売し、会場周辺が汚れないようにすること。

⑷ 姫路みなと祭終了後は、出店区画及び周辺の清掃・出店区画の原状回復を行うこと。飲食物等により出店区画が汚れた場合は、出店者が責任をもって清掃をすること。

⑸　出店に必要な機材、造作等すべて出店者負担とし、販売終了後、原状回復すること。

8　出店協賛金及び営業補償の考え方

⑴　主催者の責めに帰さない事由（荒天等）により、主催者が姫路みなと祭の開催を中止又は開催時間を短縮した場合であっても、出店協賛金は返金しない。

⑵　出店者の都合により出店しない場合、出店協賛金は返金しない。

⑶　⑴及び⑵の規定のほか、やむを得ない出店区画の変更並びに気象状況、地震等の災害及び事故等による来場者の減少など、いかなる理由であっても主催者は営業に関する補償を一切行わない。又、営業物品その他の買取なども一切行わない。

⑷　募集要項に反する行為や主催者の指導に従わない場合は、即時閉店とし、出店協賛金は返金しない。又、出店に関する損害も補償しない。

9　暴力団排除に関して

⑴　兵庫県暴力団排除条例及び姫路市暴力団排除条例を遵守すること。また、同条例に基づき主催者が行う事務手続に積極的に協力すること。

⑵　自己（申込者）及び営業補助者または自社並びに自社の役員及び関係者等が、次のいずれにも該当しないこと。

①　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団員

②　同一生計者に暴力団員がいる者

③　暴力団員がその経営に実質的に関与している者

④　暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

⑤　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑥　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

⑶　主催者以外の者から出店に関する金銭の要求を受けた場合は、これに応じず、速やかに警備本部並びに警察に届け出ること。

１０　発電機やガスコンロ等の火気器具の使用に関して

⑴　発電機やガスコンロ等火気を使用する出店者は、店舗に**消火器を設置**すること。また、火災発生に備え、消火器の設置場所を確認し、初期消火の準備をして取扱い方法を習熟しておくこと。

⑵　ガソリンの貯蔵・取扱は次の留意事項を厳守して慎重に取り扱うこと。又、開店前に給油を行い、原則出店中に給油は行わないこと。

①　『ガソリン携行缶』から給油する時は、エア調整ネジを緩め、缶内の圧力を抜くこと。

②　『ガソリン携行缶』は、高温の所に置かないこと。

③　コンロなど火気の近くでは絶対に取り扱わないこと。

④　発電機等に給油するときは、必ずエンジンを止めること。

⑤　直射日光の当たらない通気性の良い床面で保管すること。

⑶　ガスホースは、ガス漏れ事故を防ぐため、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか使用前に点検すること。

⑷　プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、必要に応じて転倒しないよう鎖等で固定すること。また、火気とは２m以上離して管理すること。

⑸　カセットボンベ式コンロを使用する場合は、コンロより大きな鉄板や鍋などを使用したり、２台以上並べて使用した場合、ガスボンベが高温となり内圧の上昇により爆発火災になる危険性があるため、使用にあっては取扱説明書を確認して適正に取り扱うこと。

⑹　店舗内で使用する機器は、防火防炎材を使用すること。

１１　駐車場について

出店関係車両は、１店舗１台に限り主催者が別途説明会で指示する場所に駐車すること。

ただし、２ｔ車を上限とする。

１２　その他

本募集要項において補足の必要が生じた場合は、「姫路みなと祭出店者募集ホームページ」に適宜、掲載する。

また、出店者説明会等が、気象状況及び災害等の影響で日程変更する場合、同様にホームページに掲載する。